

報道関係者 各位

令和4年2月18日  
【照会先】  
人材開発統括官付  
技能実習業務指導室  
室長 渡部 幸一郎  
適正化指導専門官 小路 規与  
(代表電話)03(5253)1111(内線)5879  
(直通電話)03(3595)3395

### 技能実習法に基づく行政処分等を行いました

出入国在留管理庁と厚生労働省は、令和4年2月18日付けで、株式会社シックスクリエイトに対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。  
詳細は、下記のとおりです。

#### 記

#### <技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙1）>

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者  
株式会社シックスクリエイト（代表取締役 船曳 武志）

#### 2 処分等内容

[1に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和4年2月18日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

■別紙1 技能実習計画の認定の取消しの内容

■別紙2 参照条文